

固定資産税（償却資産）申告の手引

市税につきまして平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で所有している償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この手引をご覧のうえ別添の申告書を作成し、期限までに必ず提出していただきますようお願いいたします。

○申告の必要のある方

令和8年1月1日現在、寝屋川市内に事業用の償却資産を所有するもの。

また、資産を所有していない場合や解散・廃業した場合も、必ず申告してください。

なお、所有者自身が使用せず、他のものに貸し付けている資産も申告が必要です。

（償却資産の一例） ※詳しくは次ページ以降をご確認ください。

・ 構築物・機械装置・事業用設備・大型特殊自動車・医療器具・複写機・パソコン等

○申告書の提出期限 令和8年2月2日（月）

申告書は市の窓口へ提出していただくか、郵送にてご提出ください。

控えが必要な場合は、提出用の申告書（申告書は複写式の用紙を使用していますので、2枚重ねてご記入ください）を2枚提出いただければ、受付印を押印し、1枚を控えとしてお返しします。郵送での提出で控えが必要な場合は、宛先を記入して切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○申告書の提出先・問い合わせ先

令和8年度の申告から、窓口と郵送で提出先が違いますのでご注意ください。

【窓口での提出先】

場 所：寝屋川市サービスゲート4階（早子町12番16号）

時 間：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く月～金曜日8時～20時、土曜日8時～13時

※平日17時30分以降及び土曜日は完全予約制（LINEまたは電話にて前日17時30分までに要予約）

【郵送での提出先】 〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 寝屋川市市民サービス部固定資産税担当

【問い合わせ先】 TEL：072-824-1181（代表） 内線2230 072-813-1132（直通）

電子申告もご利用いただけます



固定資産税（償却資産）の申告について、「eLTAX」（エルタックス）を利用して、インターネットによる電子申告ができます。「eLTAX」とは、地方税に関する申請、届出及び申告の手続きを、インターネットを利用して行うシステムです。申告にあたっては、事前に利用届出が必要となりますので、詳しくは「eLTAX」ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

実地調査・申告漏れ等について

- (1)寝屋川市では、適正な課税を目的として、地方税法第353条に基づき、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の提出をお願いしたり、事務所へ直接伺うことがあります。その際にご協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2の規定に基づき、法人税又は所得税に関する書類について閲覧することがあります。
- (2)申告が必要な資産について申告漏れがありましたら、地方税法第17条の5第5項の規定により資産を取得された年の翌年度（最大5年間）まで遡って課税することになります。予めご了承ください。
- (3)正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第386条及び寝屋川市税条例第88条に基づく過料並びに同法第368条の規定による不足額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ずご申告ください。また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により罰金等が科されます。

償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の有形の固定資産で事業の用に供することができる資産（自動車税・軽自動車税の課税客体を除きます）で、次のような資産は申告が必要です。

- その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される資産（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）。ただし、使用可能期間が1年未満またはその取得価格が10万円未満の減価償却資産を一時に算入したものの、若しくは、その取得価格が20万円未満の減価償却資産で3年間で一括償却したものは除く。
- 簿外資産（1月1日現在で事業の用に供している、又は供しうる資産）。
- 建設仮勘定で経理されている資産（その全部又は一部が、1月1日現在で事業の用に供している、又は供しうる資産）。
- 償却済資産（耐用年数を経過し、帳簿上残存価格のみ計上されている資産）。
- 事業用・家庭用兼用の資産（ただし、自転車、荷車は除く）。
- 信託会社から譲渡を条件として賃借し、事業の用に供している資産。
- 割賦買入資産で、割賦金を完済していないが、すでに事業の用に供している資産。
- 赤字決算のために減価償却を行っていないが、本来、減価償却が可能な資産。
- 遊休資産・未稼働資産（1月1日現在で事業の用に供する状態にある資産）。
- 清算中の法人で、自ら清算業務に供している資産及び他のものの事業用に貸し付けている資産。
- 社宅・宿舍用の資産（門扉、塀、テニスコート、駐車場など）。
- 償却資産の価値を増加させるための改良費。

課税標準の特例の適用を受ける資産（地方税法第349条の3、附則第15条）

次に掲げるような資産（地方税法一部抜粋）については、税負担の軽減を図るため、一定の要件のもとに課税標準の特例を受けられます。

- ・農業協同組合等共同利用設備・汚水、廃液の処理施設・産業廃棄物処理施設・下水道除害施設
- ・雨水貯留浸透施設・再生可能エネルギー発電設備・浸水想定区域内に設置された浸水防止用設備
- ・中小企業が所有する認定先端設備 など

※特例の適用を受けるには、関係書類を提出していただく必要がありますので、該当する資産を所有している場合は、市民サービス部固定資産税担当までお問い合わせください。

課税標準額	令和8年1月1日現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。
税額	課税標準額 × 税率（1.4%）
免税点	課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。
納期	納期は原則として5月、7月、9月、11月の4期に分かれています。
閲覧	価格の決定後、市民サービス部固定資産税担当において課税台帳を閲覧できます。

○申告の方法

		申告事項	提出書類
初めて申告される方	該当資産がある場合	・令和8年1月1日現在、寝屋川市内に所在する全資産	償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用)
	該当資産がない場合	・申告書の右欄「21該当資産なし」にチェックを入れてください。	償却資産申告書
前年に申告された方	資産に増減・変更がある場合	・令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産及び減少した資産 ・申告漏れ資産 ・変更事項	償却資産申告書 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用)
	資産に増減・変更がない場合	・申告書の右欄「20資産に増減なし」にチェックを入れてください。	償却資産申告書
電算申告(電算処理方式)される方		・令和8年1月1日現在、寝屋川市内に所在する全資産 ※「償却資産申告書の書き方」を参照してください。	償却資産申告書

償却資産申告書 (第 26 号様式) の書き方

令和 8 年度

令和 年 月 日

受付印

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

償却資産申告書 (第 26 号様式) の書き方 令和 8 年度 令和 年 月 日 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		(記載例) 第二十六号様式(提出用) 税務課別コード 市区区分 処理方式 申告書等送付番号 15 - 00000269532	
フリガナ 住所 (納税通知書送付先) 電話番号 フリガナ 公領上の住所 又は所在地 フリガナ 氏名 (法人にあってはその 名称及び代表者の氏名) 屋 公領上の生年月日 又は設立年月日	個人番号又は 法人番号 事業種目 資本金又は出資金の額 事業開始年月 代表取締役 税理士等の氏名 電話番号	短期耐用年数の承認 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 増加償却の届出 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 非課税該当資産 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 課税標準の特例 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 特別償却又は圧縮課税 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 債務金上七の償却方法 <input checked="" type="checkbox"/> 確定課税 ・ <input type="checkbox"/> 定額償却	⑤ 寝屋川市本町1-1 ① 寝屋川市本町1-1 ② 自己所有 ③ 自己所有 ④ 自己所有
取得 前年中に減少したものの 取得 前年中に取得したもの 計	前年中に減少したものの 取得 前年中に取得したもの 計	前年中に減少したものの 取得 前年中に取得したもの 計	前年中に減少したものの 取得 前年中に取得したもの 計
1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品 7 合計	1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品 7 合計	1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品 7 合計	1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品 7 合計
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品 7 合計	評価額 1 1,300,000 2 16,450,000 3 0 4 0 5 1,200,000 6 2,000,000 7 20,950,000	取得 1 1,300,000 2 16,450,000 3 0 4 0 5 1,200,000 6 2,000,000 7 20,950,000	減価償却 1 500,000 2 12,000,000 3 8,000,000 4 0 5 1,500,000 6 1,150,000 7 23,150,000
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品 7 合計	課税標準額 1 800,000 2 4,450,000 3 0 4 0 5 1,500,000 6 1,150,000 7 10,900,000	数量 1 1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1	1 1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1

- ① 住所、氏名、フリガナ
住所、氏名で変更があった時は、⑩及び⑫に変更内容を記載してください。
- ② 個人番号又は法人番号
個人番号 (12桁) 又は法人番号 (13桁) を記載してください。
- ③ 事業種目 (資本金又は出資金の額)
事業の種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては資本金又は出資金の金額も記載してください。
- ④ 事業開始年月
寝屋川市において事業を開始した年月を記載してください。
- ⑤ 短期耐用年数の承認、増加償却の届出、非課税該当資産、課税標準の特例、特別償却又は圧縮課税
有無のいずれかにチェックを入れてください。
- ⑥ 税務会計上の償却方法、青色申告
該当する方及び有無のいずれかにチェックを入れてください。
- ⑦ 事業所等資産の所在地
寝屋川市内における事業所等資産の所在地 (自所有又は借家のどちらかに○) を記載してください。また、2か所以上の事業所等資産の所在地がある場合には、その主たる番号を○で囲んでください。
- ⑧ 借入資産 (有・無)
借入資産 (リース資産) の有無について該当する方にチェックを入れてください。なお、借入資産がある場合は貸主の名称等を記載してください。
- ⑨ 取得価格
(ロ) の欄は、前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。
(ハ) の欄は、前年中に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。
(ニ) の欄は、(イ) 前年前に取得したもの (ロ) 前年中に減少したもの + (ハ) 前年中に取得したものとによって算出した、取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。
初めて申告される方は、(イ) の欄は 0 円にして、前年前に取得した資産は、(ハ) の欄に含めてください。
- ⑩ 評価額、決定価格、課税標準額、数量
記載の必要はありません。ただし、自社の電子計算機を利用して全資産申告をされる場合は、必ず記載してください。
(添付書類)
① 全資産リスト (評価額を出力したもの)
② 前年中の増減資産リスト
③ 非課税資産リスト (該当資産がある場合)
④ 課税標準の特例適用資産のリスト (該当資産がある場合)
- ⑪ 資産に増減なし、該当資産なし、課税標準の特例名称、変更事項等
資産に増減がない場合は、資産に増減なしにチェック、該当資産がない場合は、該当資産なしにチェックを入れてください。
課税標準の特例に該当する資産がある場合は、特例の名称を記載してください。
事業所等に変更事項 (転出・廃業・解散・その他) がある場合は、変更内容を○で囲み、変更年月日を記載してください。
- ⑫ 備考
次のような事項を記載してください。
① 事業所等に変更事項があった場合、その変更内容 (変更後の住所、氏名など)
② 添付した書類の名称
③ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所及び氏名
④ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

種類別明細書 (増加資産・全資産用) の書き方

令和 8 年度
種類別明細書 (増加資産・全資産用)

(記載例)

① 所有者名		1枚のうち 1枚目														
優屋川株式会社																
行 番 号	異 動 区 分	資 産 の 種 類	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 年 号	取 得 価 額 千 円	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額 千 円	課 税 標 準 額 千 円	特 例 の 種 類 コ ード	増 加 事 由	摘 要	申告書送付番号		
														申告書	送付番号	
01	1	1	路面舗装	1	15 07 07	500,000	10		500,000		9	1				
02	1	2	デジタル印刷機	1	14 19 05	12,000,000	4		12,000,000			1				
03	1	3	モーターボート	1	15 07 07	8,000,000	4		8,000,000			1				
04	1	5	フォークリフト	1	15 07 06	1,500,000	4		1,500,000			1				
05	1	6	パソコン	3	4 24 04	900,000	4		900,000			3				
06	1	6	エアコン	1	4 25 11	250,000	4		250,000			4				
07																
08																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
小 計																

3 昭和 4 平成 5 令和

注意 「異動区分」の欄は、1 増減、2 訂正、3 抹消 のいずれかの数字をご記載ください。
注意 「増加事由」の欄は、1 新取得、2 中古品取得、3 移動による取り入れ、4 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

⑦ 取得価格

該資産の取得価格を記載してください。
なお、「取得価格」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。
また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得額を記載してください。

⑧ 耐用年数

6 ページの「償却資産の区分と耐用年数」(抜粋)を参照のうえ記載してください。
なお、中古資産については、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。

⑨ 減価残存率、価格、課税標準の特例、課税標準額

記載する必要はありません。

⑩ 増加事由

下段の注意に記載された「増加事由」のうち、1 から 4 までの該当する数字を記載してください。

⑪ 摘要

当該資産について、次のような事項を記載してください。

- ① 課税標準の特例・非課税がある資産についてその適用条項(例：地方税法第 349 条の 3 第 1 項)申告もれの資産は、「申告もれ」の表示
- ② 短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
- ③ その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

⑤ 取得年月、元日取得

資産を実際に取得した年月を記載してください。
なお、年号については、「3. 昭和」「4. 平成」「5. 令和」とし、年号に対応する 3 から 5 までの数字を記載してください。
資産を取得した日が元日(1月1日)の場合は、元日取得の欄にチェックを入れてください。

⑥ 資産の種類

下段の枠内に記載された資産の種類について、1 から 6 までの該当する数字を記載してください。

④ 物件番号

記載する必要はありません。

⑤ 資産の名称等、数量

できるだけわかりやすい名称で記載してください。漢字、ひらがな、カタカナ、英数字すべて可能ですが、漢字名称の資産は、漢字で記載してください。
また、資産の数量も記載してください。

① 所有者名、ページ数

氏名又は名称を記載してください。
また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、何枚のうち何枚目というようにページ数を記載してください。

② 異動区分

下段の注意に記載された「異動区分」のうち、1 から 3 までの該当する数字を記載してください。

種類別明細書 (減少資産用) の書き方

減少 (変更) する資産のみ下記のとおり記載してください。

① 所有者名		1 枚のうち		1 枚目																
寝屋川株式会社																				
令和 8 年度 種類別明細書 (減少資産用)																				
(記載例)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">帳簿記録コード</td> <td style="width: 20%;">○当初中途</td> <td style="width: 20%;">○修正中途</td> <td style="width: 20%;">○修正中停</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>申告区分</td> <td>○一般処理</td> <td>○電算処理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td colspan="4">申告書等送付番号</td> </tr> </table>						帳簿記録コード	○当初中途	○修正中途	○修正中停		申告区分	○一般処理	○電算処理			処理方式	申告書等送付番号			
帳簿記録コード	○当初中途	○修正中途	○修正中停																	
申告区分	○一般処理	○電算処理																		
処理方式	申告書等送付番号																			
行番号	異動事由	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由	摘要										
01	1	2	印刷機	1	3 8 3 0 5	7,000,000	10	10	1	●●●●●●●●●● 耐用年数変更(省令改正)										
02	3	2	デジタル印刷機	1	4 1 9 0 5	9,450,000	4	4	2	交野支店へ移動										
03	1	5	フオークリフト	1	4 0 5 0 7	1,200,000	4	4	2	当初取得価格60万円(数値③のうち、20万円(数値①)分減少										
04	1	6	金庫	1	4 0 2 0 9	150,000	20	20	3	課税地誤り										
05	2	6	エアコン	2	4 0 6 1 1	400,000	6	6	2	錯誤										
06	1	6	コピー機	1	4 1 0 0 5	250,000	5	5	4											
07	3	6	パソコン	1	4 1 8 0 9	300,000	4	4	4											
08																				
09																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
小 計				8		8,800,000														
3 昭和 4 平成 5 令和																				
注意 「異動事由」、「減少の事由」の欄は、該当する数字をご記載ください。																				

所有者名、ページ数

氏名又は名称を記載してください。
また、この「種類別明細書 (減少資産用)」について、何枚のうち何枚目というようにページ数を記載してください。

資産を減少するとき

異動事由で該当するものを選び、下段の枠内に記載された資産の種類について、1 から 6 までの該当する数字を記載してください。また、減少の事由についても、該当する数字を記載してください。

省令改正により耐用年数を変更するとき

省令改正により耐用年数を変更する場合、変更後の耐用年数を記載し、摘要欄に例のように記載してください。

資産を市外へ移動したとき
資産を市外へ移動した場合、減少の事由は「3 移動」を選び、異動事由は該当する数字を記載し、摘要欄に例のように移動先を記載してください。

資産が一部減少したとき
資産が一部減少した場合、異動事由は「2 一部」を選び、数量及び取得価格については、減少後の数量及び取得価格 (残存するものの取得価格) を記載し、減少の事由は該当する数字を記載し、摘要欄に例のように減少した資産の内容を記載してください。

資産の所在地に誤りがあったとき
資産の所在地に誤りがあったときは、訂正し、摘要欄に例のように記載してください。

錯誤により耐用年数を変更するとき
錯誤により耐用年数を変更する場合、変更後の耐用年数を記載し、摘要欄に例のように記載してください。

摘要
減少の事由について、「1 売却」にあつては売却先の名称等を、「3 移動」にあつては移動先の名称等を、「4 その他」にあつては必要な事項を記載してください。

償却資産の区分と耐用年数

(抜粋)

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数			
構築物及び建物附属設備	構築物	アスファルト路面	10	露天式立体駐車設備(金属製)	15		
		コンクリート路面・砂利道	15	広告用のもの { 金属製 その他 }	20		
		金属製へい	10		10		
		ブロックべい	15	街路灯(金属製)	10		
		工場緑化施設	7	ガードレール(金属製)	10		
		建物附属設備	可動間仕切り { 簡易なもの その他 }	3	看板・ネオンサイン等(店用簡易設備)	3	
	15			アーケード・日よけ設備(主に金属製)	15		
	消火・排煙等設備		8	受変電・自家発電設備(蓄電池電源設備を除く)	15		
	給排水設備・ガス設備		15	ドア自動開閉装置	12		
	機械及び装置	製造業	食料品製造業用設備	10	ゴム製品製造業用設備	9	
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備			10	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9		
木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備			8	窯業又は土石製品製造業用設備	9		
家具又は装備品製造業用設備			11	電気機械器具製造業用設備	7		
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備			12	情報通信機械器具製造業用設備	8		
石油製品又は石炭製品製造業用設備			7	輸送用機械器具製造業用設備	9		
建設サービス			農業用設備	7	飲食料品卸売業用設備	10	
		総合工事業用設備	6	飲食料品小売業用設備	9		
		熱供給業用設備	17	宿泊業用設備	10		
		道路貨物運送業用設備	12	飲食店業用設備	8		
		倉庫業用設備	12	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13		
		運輸に附帯するサービス業用設備	10	自動車整備業用設備	15		
		車両及び運搬具	フォークリフト(小型特殊自動車は除く)	4	金属製トロッコ	5	
工具、器具及び備品		工具	測定工具及び検査工具	5	治具及び取付工具	3	
	金属圧延用ロール		4	切削工具	2		
	器具及び備品	事務機・事務いす { 金属製 キャビネット その他 }	15	テレタイプライター及びファクシミリ	5		
			8	インターホーン及び放送用設備	6		
		応接セット { 接客業用 その他 }	5	電話設備その他の通信機器			
			8	{ デジタル構内交換・デジタルボタン電話設備 その他 }	6		
		陳列だな・ケース { 冷凍機付・冷蔵機付 その他 }	6		10		
			8	試験又は測定機器	5		
		冷暖房用機器	6	カメラ・映写機・望遠鏡	5		
		電気冷蔵庫・電気洗濯機等の電気機器 冷蔵庫・洗濯機に類するガス機器	6	複写機・タイムレコーダー 計算機・レジスター	6	広告器具 { 金属製 その他 }	10
						5	金庫(手さげ金庫を除く)
		電子計算機	5	{ パソコン(サーバー用のものを除く) その他 }	4	理容・美容機器	5
						葬儀用具	3
						無人駐車管理装置	5